

作成年月日	令和3年6月1日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財政課

令和3年度6月補正予算（緊急経済対策）の追加について（案）

第1 補正予算編成の考え方

緊急事態宣言が再延長されたことに伴い、宣言の期限である6月20日までを対象とした事業の予算を増額するとともに、国の財政支援を活用して、新型コロナワクチンの個別接種を促進するため、令和3年度6月補正予算を追加で編成する。

第2 補正予算の規模

（単位：百万円）

区分	既定 予算額 a	6月1日 提案分 b	今回 補正額 c	財源内訳				合計 a+b+c	前年 同期比
				国庫	特定	起債	一般		
一般会計	2,745,705	187,506	50,511	50,511	0	0	0	2,983,722	119.4%
特別会計	1,604,713	0	0	0	0	0	0	1,604,713	95.1%
合計	4,350,418	187,506	50,511	50,511	0	0	0	4,588,435	109.6%

第3 事業の概要

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給（飲食店等） 37,367,000千円 （全額地方創生臨時交付金）

緊急事態措置実施区域の指定延長に伴い、県の営業時間短縮や休業要請に応じた飲食店等に対する協力金の支給対象期間を延長

[6月1日提案額：97,952,000千円→今回追加後：135,319,000千円]

今回対象期間	R3.6.1(火)～6.20(日)		
区分・対象地域	緊急事態措置実施区域（県内全域）		
対象施設	飲食店等（バー・スナック含む）、カラオケ店、結婚式場		
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供：休業 ・提供しない場合：午前5時～午後8時までの営業時間短縮 		
支給額	1日あたり支給単価/店舗（下表）×時短営業日数		
	区分	前(々)年度の 1日当たり売上高	
	中小企業	～10万円	4万円
		10～25万円	4～10万円(売上高×0.4)
		25万円～	10万円
大企業※	-	[計算式] 前(々)年度からの売上高減少額×0.4 [上限額] 20万円	
※中小企業もこの方式を選択可			
負担割合	協力要請推進枠(8割)除く2割部分について、県10/10		

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給（大規模施設・テナント事業者）

10,721,000 千円

（全額地方創生臨時交付金）

緊急事態措置実施区域の指定延長に伴い、県の休業要請等に応じた大規模施設や、そのテナント事業者に対する協力金の支給対象期間を延長

[6月1日提案額：37,236,000 千円→今回追加後：47,957,000 千円]

区 分	大規模施設	テナント事業者・出店者
今回対象期間	R3. 6. 1(火)～6. 20(日)	
対象地域	緊急事態措置実施区域（県内全域）	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多数利用施設(1,000 m²超)：土日休業要請、平日は午後8時までの時短要請（運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ） ・イベント関連施設：午後9時までの時短要請等 	
対象施設	上記要請に応じた多数利用施設(1,000 m ² 超) ※博物館等を除く	上記の要請に応じた1,000 m ² 超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント事業者等
支給金額	(A+B+C) / 日 A：自己利用分の休業面積1,000 m ² 毎に20万円 B：テナント・特定百貨店店舗数×2千円 (テナント等が10以上の場合) C：特定百貨店店舗数×2万円	休業面積100 m ² 毎に2万円/日
	時短要請の場合は、上記算出額×「(本来の営業終了時間-20時)/本来の営業時間」	
負担割合	協力要請推進枠(8割 ※県独自の上乗せ要請分は6割)を除く部分について、県10/10	

3 酒類販売事業者に対する月次支援金の支給

63,000 千円

（全額地方創生臨時交付金）

緊急事態措置実施区域の指定延長に伴い、国制度の対象要件を緩和して実施する酒類販売事業者への月次支援金の支給対象期間を延長

[6月1日提案額：121,000 千円→今回追加後：184,000 千円]

○ 対 象 者 令和3年6月の月間売上が、前年又は前々年度の同月比30%以上50%未満減少している酒類販売事業者

※緊急事態措置実施区域指定の20日分(6/1～6/20)を日割支給

※国制度は「50%以上」の売上減少が対象

○ 実 施 手 法 県小売酒販組合連合会へ補助

○ 支 給 金 額 個人10万円/月、法人20万円/月（国制度と同額）

4 (新)新型コロナワクチン個別接種促進への支援

2,360,000千円

(全額包括支援交付金)

診療所ごとの接種回数の底上げと、接種を実施する医療機関数の増加により、接種回数
数の増加を図るため、個別接種を行う医療機関に対する支援を実施

○ 事業内容

(ア) 診療所における接種回数の増加

一定以上の接種を行う診療所に対し、回数に応じた支援を実施

対象医療機関	支援金額
週 100 回以上の接種を7月末までに4週間以上行う診療所	週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円を加算
週 150 回以上の接種を7月末までに4週間以上行う診療所	週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円を加算

(イ) 接種施設数の増加対策

一定規模の接種を行った医療機関に対し、定額支援を実施

対象医療機関	支援金額
50 回以上/日の接種を行った医療機関 (診療所・病院)	1 日定額10万円

※診療所については、上記 (ア) の要件を満たさない週に属する日に限る

(ウ) 病院における接種体制の強化

通常診療とは別に、接種のために特別な体制を組んで、50 回以上/日の接種を週
1 日以上、7 月末までに4 週間以上行う場合、その体制確保に要した経費を支援

対象医療機関	支援金額(一人あたり)
週 1 日以上、50 回以上/日の接種を7 月末までに4 週間以上行った病院	・医 師：7,550円/時間 ・看護師等：2,760円/時間

○ 実施期間 令和3年5月10日～7月末